

2019年11月1日

## 「日本企業に対する議決権行使基準」の改定について

当社の「日本企業に対する議決権行使基準」の改定を行いましたので、下記の通りお知らせします。

## 記

1. 改定の背景：コーポレートガバナンス改革の進展など、日本企業を取り巻く環境は変化を続けています。当社では、このような変化を反映させるため、毎年秋に「日本企業に対する議決権行使基準」（以下、議決権行使基準）の見直し・改定を行っております。
2. 今回の改定において考慮した要因：
  - コーポレートガバナンス改革の進展（社外取締役の増加、指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社に移行する企業の増加、指名・報酬に関する委員会の設置等）
  - 株式報酬議案の増加
  - 株主提案の増加・多様化
  - M&A 及びファイナンス関連議案の多様化
  - M&A やグループガバナンス（特に上場子会社）に関する指針等の公表
3. 改定の概要：コーポレートガバナンス改革は形式から実効性の段階に移行しています。日本企業には指名・報酬プロセスの整備や経営陣・大株主との利益相反の管理といった監督機能の強化が求められており、取締役会も監督機能を担うために適切な構成としていくことが期待されます。前回（2018年11月1日付）の改定では報酬委員会や社外取締役の実効性に関連した項目を新設しました。  
今回の改定も監督機能の強化を重視する内容になっています。例えば、利益相反の懸念が特に強い上場子会社について株主資本利益率（ROE）の水準に関わらず社外取締役の人数を1/3以上とします。一方で、監督機能が整備されている場合は株式報酬による希薄化に関する要件を緩和します。その他の内容は別紙をご参照ください。
4. エンゲージメントとの関係：当社は議決権行使をエンゲージメントの延長と位置付けています。エンゲージメントを通じて得られた投資先企業からの意見や投資先企業に関する情報を議決権行使基準の改定に反映するほか、実際の議決権行使に際してはエンゲージメントを通じて得られた情報も考慮し、実効性の高い判断を行います。
5. 改定後の議決権行使基準：以下をご参照ください。

[「グローバルな議決権行使の基本方針」と「日本企業に対する議決権行使基準」](#)

以上

(別紙)

## 「日本企業に対する議決権行使基準」改定の主な内容

1. 監督機能を強化するため、社外取締役の人数について最低限の水準を引き上げる。  

(改定前) 2名以上。但し、支配株主のいる会社(上場子会社を含む)はROE8%以上の場合を除き1/3以上。  
(改定後) 監査役設置会社は2名以上。但し、取締役の人数が12名を超える場合は3名以上、支配株主がいる場合は1/3以上。監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は1/3以上。
2. 監督機能の整備が進んでいる会社における株式報酬の普及を促進するため、希薄化に関する要件を緩和する。  

(改定前) 希薄化率5%超の場合に反対。  
(改定後) 最低限の報酬ガバナンス(社外取締役が過半数又は独立性のある報酬委員会)が整備されている会社については希薄化率10%超の場合に反対。
3. 取締役選任を求める株主提案の増加・多様化を反映し、会社提案と同列に判断するよう変更する。  

(改定前) 会社提案による候補者が適切な場合は会社提案に賛成、株主提案に反対。  
(改定後) 会社提案と株主提案を同列に判断。
4. 企業再編・資本政策を判断する要因として少数株主との利益相反の可能性や少数株主の利益保護の取組みの重要性が高まってきているため、基準にその旨を明記する。  

(改定前) 特に経済的條件(プレミアムを含む)や受け取る対価の適正性を重視。  
(改定後) 特に少数株主との利益相反の可能性、少数株主の利益保護の取組みを重視。
5. その他、以下の変更を行う。
  - 自社株取得に賛成、買収防衛策に反対であることを明確にするため、但し書きを削除する。
  - 買収防衛策導入企業における発行可能株式総数の増加に反対することを明記する。
  - 株主総会の定足数の緩和に反対する項目を新設する。
  - 機関設計の変更について取締役会の判断を尊重する項目を新設する。
  - 上記1を踏まえ、配当の取締役会授権を求める定款変更(会社提案・株主提案)の判断において参照する社外取締役の人数を変更する。

以上